

# ☆リサイクルセンターだより☆

リサイクルセンターの前には広い駐車場があります。そこでは、皆様ご存知の通り、毎月第一日曜日の資源回収では、保護者のみなさんが担当の町内を回り、集めて来た古新聞、古雑誌、ダンボール等を 駐車場で待機している(株)シマダさんの大きなトラックやバッカー車2台に積み込む作業をしています。

また通常は、リサイクルセンターをご利用の方々の車や、リサイクル品を持ち込む方々の車が、頻繁に出入りしています。

今年の冬も何度か積雪がありましたが、数年前より町内会で、富山市が冬季に貸し出すブルドーザーを借り受け、普段はリサイクルセンターの駐車場に駐機し、積雪があればブルドーザーの運転免許をもっている町内の方が早朝より、周辺の道路の除雪に出動されています。また、ご近所の工作機械の会社社長さんが、自ら自社のブルドーザーで地域の除雪に回って下さり、リサイクルセンターの駐車場も除雪していただいているおかげで、ラッコハウス本館から作業棟へ歩いて往復するラッコハウスの利用者の皆さんは、安全に歩くことができるし、またリサイクルセンターをご利用の方々にとっても、たいへん便利にご利用いただいております。

ラッコハウス周辺の地域の方々は、互いに協力し合うたいへん心豊かで思いやりのある、おやさしい方々が多く、常日頃から、皆様方のラッコハウスを利用する方々への深いご理解とご協力を感謝しております。今後も資源回収を通して、できる限り皆さまのお役に立てるよう努力していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いたします。

※毎年2月3月は、ウエスの素材となる綿素材の布地が不足となります。ご家庭にある不要となったTシャツ、Yシャツ、肌着、タオル、シーツ類等のご協力をよろしくお願いします。

## 3月カレンダー

- 1日(日) 資源回収
- 2日(月) 代休
- 23日(月) 誕生会(自治会行事)

4月の資源回収は、5日(日)の予定です

### 社会福祉法人ラッコハウス

ラッコハウスをそだてる会事務局

〒939-8003

富山県 富山市 西公文名町 4-17

電話 076-493-0250

FAX 076-493-4441

Eメール raccohouse@pop21.odn.ne.jp

Web http://www2.odn.ne.jp/raccohouse/

みなさまのお声を  
お待ちしております!

### あなたも「ラッコハウスをそだてる会」(後援会)会員に!

ラッコハウスの活動に賛同される方に、ぜひご支援していただけますようお願いいたします。

年会費 ●個人 一口 3,000円 ●団体 一口 5,000円

口座 郵便振替 00730-3-12867 (ラッコハウスをそだてる会)

会員の方には、この機関紙「宇宙」を毎月お送り致します。



3月号

- 1: カラオケ大会
- 2-3: 障害者福祉分野の動向  
保護の対象から権利の主体へ
- 3: ボランティア
- 4: リサイクルだより

## 自治会だより

# カラオケ大会



前列: 左から、平邑友美さん、織田恵美さん、種谷真さん

2月20日(金)、午後、1階にてみんなでカラオケをしました。順番にそれぞれのお気に入りの曲をかけて盛り上がりました。

左から、松谷昌弘さん、織田恵美さん



## 障害者福祉分野の動向 保護の対象から権利の主体へ

近年、障害者福祉分野の環境が大きく変わりました。その要因の1つに、2006年国連の決議により「障害者権利条約」が採択されたのが大きなきっかけとなっています。

50条からなる「障害者権利条約」の基本理念は「保護の対象から権利の主体へ」です。

当時日本国内の障害者に関わる法整備は不十分なため、すぐには批准（条約の内容を履行する義務を負う）することなく、各種法整備・改革をすることで、ようやく2014年、国会の承認により「障害者権利条約」を140番目の国として批准することになりました。

その間

2011年 **障害者基本法**の改正では、

障害者の定義を「障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」から

↓

改正法では「障害者が受ける制限は、機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁によって生ずる。」の定義が付け加えられました。

(社会的障壁とは、たとえば

- ・ 段差・手話通訳のない講演・字幕のないテレビ番組
- ・ 近所の学校に行けない
- ・ 医療費が高くて必要な医療が受けられない
- ・ 障害のある人が子供扱いされる習慣
- ・ 障害のある人は施設や病院で暮らしたほうがよいという考え方など…)

2011年 **障害者虐待防止法** 成立

2012年 **障害者自立支援法**→**障害者総合福祉法**への改正

平等な市民、権利の主体者であり、個別ニーズを尊重し、地域社会で希望する生活を支えるサービスを重点とする。

2014年 **障害者雇用促進法** 改正

2014年 **障害者差別解消法** 成立 (2016年施行)

差別の規定について

- ①障害があることで、不当な直接的、あるいは間接的に差別すること
- ②合理的配慮義務の欠如

↳障害のある人が、参加可能となるよう過重な負担がない範囲で社会的制度や環境を改善すること

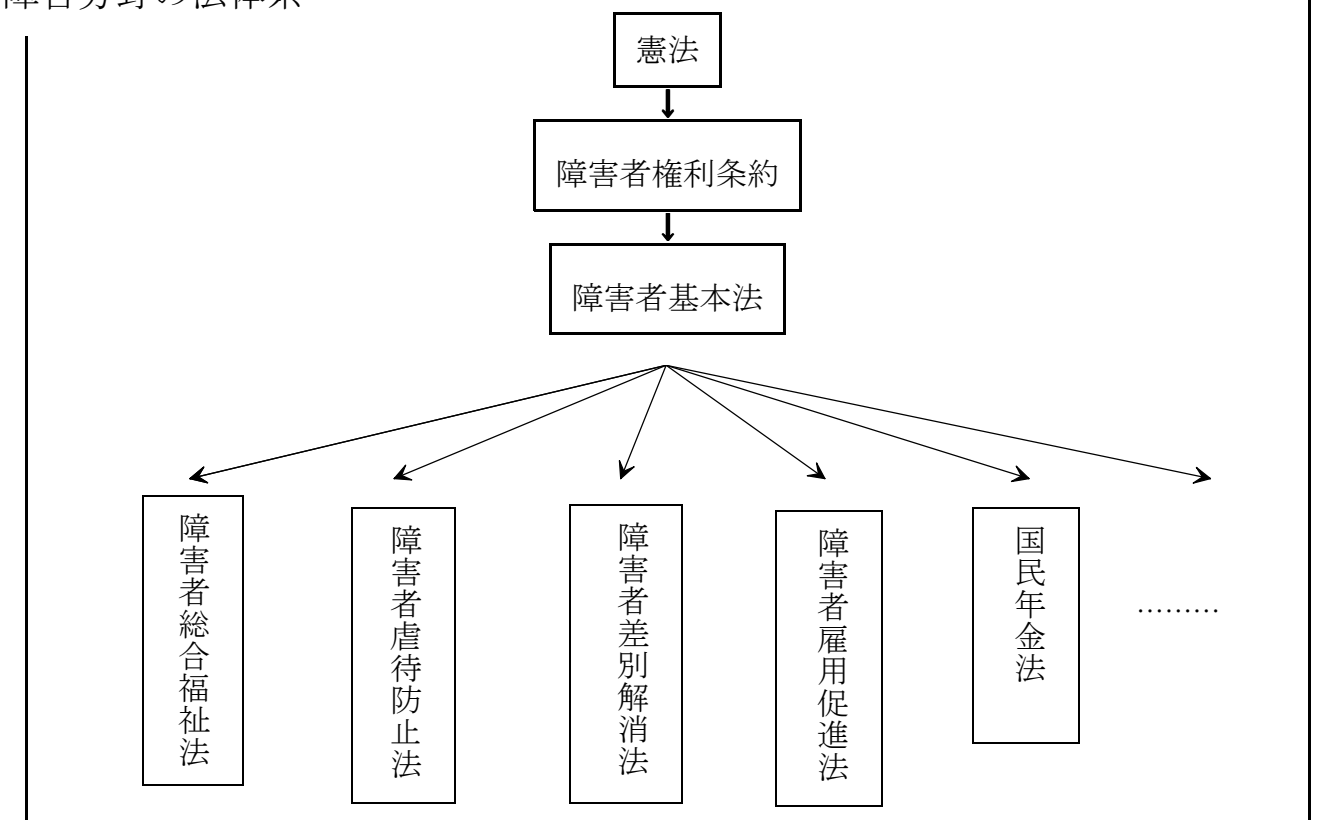
(例) 車椅子の人が、駅で安全に乗り物を利用できるよう、スロープやエレベーターを設置し利用可能とすること。

国連権利条約批准後は、実施状況についての国際的な厳しいモニタリングが行われ、国連への報告書提出の義務があり、その結果次第では改善勧告もあります。

(2014年度時点の日本の状況について、知的障害・精神障害者の入所・入院率の高さについて国連障害者権利委員会より厳しい所見が出されている。)

今、地域社会全体で障害のある人が安全で安心して暮らせる地域社会はどうあるべきか～を考え、実行することが求められる日本社会へと進展していることをご理解ください。

### 障害分野の法体系



### ボランティアに来られています



今月は、看護師を目指して勉強中の池上靖子さんが、空き時間を利用して体験を増やしたいと、時々ラッコハウスにボランティアに来ていらっしゃいます。仲間たちと話をしながら、一緒に作業をしたり食事をしたりされています。

「皆さんをサポート出来るように頑張っていきたいです。」

(左、池上さん、右、堀川 尚仁さん)